

コンサルタント業務委託に係る
「固定型最低制限価格制度等の新制度導入」について

建設工事に直接関連する「土木関係の建設コンサルタント業務」「建築関係の建設コンサルタント業務」「設備関係の建設コンサルタント業務」の業種において、契約課から発注する業務委託案件について、下記制度を導入する。

※測量、地質調査等の業務委託案件を除く。

※平成26年4月8日公告分から対象とする。

1. 固定型最低制限価格制度

固定型最低制限価格制度を採用する。

【最低制限価格の設定方法】

〈表1〉の業種区分の欄に掲げる業種ごとに、当該案件の予定価格算出の基礎となった①から④までに掲げる額の合計とする。ただし、予定価格の70%に満たない場合は70%、90%を超える場合は90%とする。

〈表1〉

最低制限価格＝①+②+③+④

業種区分	①	②	③	④
土木関係 の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 × 90%	一般管理費等の額 × 30%
建築関係 の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費 × 60%	諸経費の額 × 60%
設備関係 の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 × 90%	一般管理費等の額 × 30%

【予定価格・最低制限価格の公表時期】

共に事後公表（開札後公表）とする。

※測量・地質調査等の業務委託案件に関しては、従来どおり事前公表とする。

2. 特約事項

必要に応じて特約事項を付加する。

例：受託者の責めに帰すべき理由により、履行期間内での業務完了がなされなかった場合は明石市から受託者へ違約金を請求できる等。

3. 検収及び成績評定

- ・業務主管課が成果物を検査した後、工事検査課が成果物の提出を確認する。
- ・業務主管課が行う成績評定については、点数式を採用する。